

いわき明星大学学則

昭和 62 年 4 月 1 日制定

目 次

- 第 1 章 目的（第 1 条）
- 第 2 章 学部、学科及び附属教育研究機関（第 2 条—第 4 条）
- 第 3 章 修業年限及び収容定員（第 5 条・第 6 条）
- 第 4 章 教職員組織（第 7 条）
- 第 5 章 大学評議会（第 8 条・第 9 条）
- 第 6 章 教授会等（第 10 条—第 13 条の 2）
- 第 7 章 学年、学期及び休業日（第 14 条—第 16 条）
- 第 8 章 授業科目、単位及び単位の授与（第 17 条—第 29 条）
- 第 9 章 履修方法（第 30 条—第 33 条）
- 第 10 章 卒業の要件及び学位の授与（第 34 条）
- 第 11 章 入学、編入学、転部、休学、退学及び除籍（第 35 条—第 49 条）
- 第 12 章 学費（第 50 条—第 52 条）
- 第 13 章 賞罰（第 53 条—第 55 条）
- 第 14 章 委託生、科目等履修生及び外国人学生（第 56 条—第 58 条）
- 第 15 章 研究生及び聴講生（第 59 条—第 61 条）
- 第 16 章 公開講座（第 62 条・第 63 条）
- 第 17 章 自己点検・評価等（第 64 条—66 条）

附 則

第 1 章 目的

第 1 条 いわき明星大学（以下「本学」という。）は、教育基本法並びに学校教育法の定めるところに従い、学術を中心として、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力の展開により人間形成に努め、国家、社会に貢献し得る有能な人材を育成すると共に人類の発展に寄与すること及び全人教育に基づいた、地域社会に貢献できる人を育成することを目的とする。

2 本学は、前項に掲げる目的を実現するための教育研究の成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第 2 章 学部、学科及び附属教育研究機関

第 2 条 本学に次の学部を置く。

- (1) 教養学部
- (2) 薬学部
- (3) 看護学部

2 本学に大学院を置く。

- (1) 大学院の学則は別に定める。

第3条 本学の学部学科は次のとおりとする。

(1) 教養学部

地域教養学科

(2) 薬学部

薬学科

(3) 看護学部

看護学科

第3条の2 学部学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は別表第1に定める。

第4条 本学に図書館を置く。

2 前項のほか、本学に次の各号の附属教育研究機関を置く。

(1) 地域連携センター

(2) 心理相談センター

(3) 学修総合支援センター

3 図書館等附属教育研究機関の管理、運営その他必要な事項は別に定める。

第3章 修業年限及び収容定員

第5条 教養学部の修業年限は4年とする。ただし、在学年数は8年を超えることができない。

2 薬学部の修業年限は6年とする。ただし、在学年数は12年を超えることができない。

3 看護学部の修業年限は4年とする。ただし、在学年数は8年を超えることができない。

第6条 収容定員は次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
教養学部	地域教養学科	120人	480人
薬学部	薬学科	90人	540人
看護学部	看護学科	80人	320人
計		290人	1,340人

第4章 教職員組織

第7条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、講師、助教又は助手を置かないことができる。

2 前項のほか、副学長、学部長、技術職員、及び客員教員、その他必要な教職員を置くことができる。

- 3 前第1項、第2項のほか、本学に学長補佐、学科主任、図書館長、附属教育研究機関長、学生部長及び事務局長を置くことができる。
- 4 前項のほか、学部長補佐、副附属教育研究機関長等を置くことができる。

第5章 大学評議会

第8条 本学に大学評議会を置く。

- 2 大学評議会は学長の諮問に応じて、第9条に掲げる事項を審議する。
- 3 大学評議会は次の各号に掲げる大学評議員をもって組織する。
 - (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 学部長
 - (4) 大学院研究科長
 - (5) 図書館長
 - (6) 地域連携センター長
 - (7) 心理相談センター長
 - (8) 学修総合支援センター長
 - (9) 学部所属教授各2名
- 4 学長は、大学評議会を招集し、その議長となる。
- 5 大学評議会の運営については別に定める。

第9条 大学評議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育、研究に関する全学的重要な事項
- (2) 学則その他重要な規則に関する全学的共通事項
- (3) 学生の厚生補導及びその身分の基準に関する事項
- (4) 全学共通教育科目及び全学的な資格科目に関する事項
- (5) その他必要と認められる事項

第6章 教授会等

第10条 本学各学部に教授会を置く。

- 2 教授会は、当該学部に所属する専任の教授、准教授、講師、助教をもって組織する。
- 3 学部長は、教授会を招集し、その議長となる。
- 4 教授会は、必要があると認めたとき各種の委員会を置くことができる。
- 5 教授会の運営について必要な事項は、別に定める。

第11条 教授会は、当該学部に関わる次の各号に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び卒業に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項

- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が定める事項
- 2 教授会は、前項に定めるもののほか、当該学部の教育研究に関する事項について審議し、学長に報告するものとする。
- 3 第1項第3号及び前項に定める事項については、教授会運営細則に定める。

第12条 教授会が必要と認めたとき、教授会構成員の一部をもって組織する代表委員会を置くことができる。

- 2 前項の場合、代表委員会の議決をもって、教授会の議決とすることができます。
- 3 代表委員会の審議事項は、教授会が定める。
- 4 代表委員会の組織、運営については別に定める。

第13条 本学に、大学全体の運営に関する事項を連絡調整するため学部長会を置く。

- 2 学部長会は、学長、副学長、学部長、大学院研究科長及び事務局長をもって組織する。
- 3 前項のほか、学長が必要と認めたとき、他の教職員を加えることができる。
- 4 学部長会の運営について必要な事項は別に定める。

第13条の2 学長が必要と認めたとき、諮問委員会を置くことができる。諮問委員会の組織、運営等について必要な事項は、別に定める。

第7章 学年、学期及び休業日

第14条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第15条 学年を分けて次の二学期とする。

- 前学期 4月1日から 9月21日まで
後学期 9月22日から 翌年3月31日まで

- 2 学長は必要により、学期の開始及び終了について、変更することができる。

第16条 休業日は次の各号のとおりとする。

- (1) 日曜日
(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
(3) 春期休業日 3月23日から3月31日まで
(4) 夏期休業日 8月1日から9月21日まで
(5) 冬期休業日 12月24日から 翌年1月7日まで

- 2 学長は必要により休業日を変更し、もしくは臨時に休業し、又は休業日に授業をさせることができる。

第8章 授業科目、単位及び単位の授与

第17条 授業科目は全学共通教育科目（初年次教育科目、リテラシー教育科目、外国語教育科目、一般教養科目、健康・スポーツ教育科目）、専門教育科目に区分される。

2 前項の授業科目及び単位数は別表第2、第3、第4及び第5のとおりとする。

第18条 前条の授業科目の履修形態は必修科目、選択科目及び自由科目とする。

第19条 授業科目の単位数を定めるにあたっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

2 卒業研究の単位は、教養学部は8単位、薬学部は10単位、看護学部は2単位とする。

第20条 卒業研究については、あらかじめ指導教員の指導により題目を決定し、最終学年次の学科指定日までに提出しなければならない。

第21条 履修しようとする授業科目は毎学年次のはじめに届出しなければならない。ただし、自由科目、他学部専門教育科目の履修については届出に際し、許可を得なければならない。

第22条 単位の認定は、試験によってこれを行う。ただし、授業科目の種類によっては、他の方法によることができる。

第23条 試験は定期試験及び臨時試験とし、定期試験は学年末又は学期末に行う。

2 試験について必要な事項は別に定める。

第24条 いずれの授業科目でも授業時数の3分の1以上欠席した者は、その授業科目の受験資格を失う。ただし、病気又は正当の理由による長期欠席の場合は考慮されることがある。

第25条 病気その他やむを得ない事情で試験を受けることができなかつた者は、追試験を受けることができる。

- 2 前項により追試験を願い出る学生は、指定された期間内に追試験申請書及び必要書類を提出し、許可を得なければならない。
- 3 追試験として認められる事由、必要書類、追試験料及び評価基準は別表第10に定めるとおりとする。

第25条の2 教育上、特に必要と認めた場合には、再試験を受けることができる。

2 再試験について、必要な事項は別表第11に定める。

第26条 授業科目の成績は、S、A、B、C、Fの評価で表わし、S、A、B、Cを合格とし、Fを不合格とする。

2 合格判定科目については、P又はHで表し、Pを合格、Hを不合格とする。

3 第1項の成績の評価基準は、Sは100点から90点、Aは89点から80点、Bは79点から70点、Cは69点から60点とし、Fは次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 59点以下の場合

(2) 第24条に定める授業時数の3分の1以上欠席した者

4 第2項に定める成績の評価は、学習態度、学習意欲及び提出課題の報告書の提出等の成績を総合的に判断して行う。

5 前各号の規定にかかわらず、他大学等において修得した単位を認定する場合は、Tで表す。

6 成績の評価について必要な事項は、別に定める。

第26条の2 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

3 前項で定める基準については、別に公表する。

第27条 進級するためには、別表第9に定める進級基準を満たさなければならない。

第28条 学長が教育上有益と認めたときは、他の学部が開設する授業科目を履修することができる。

2 前項により修得した単位は、教授会の定めにより、当該単位を卒業に必要な単位として認めることができる。

第29条 学長が教育上有益と認めたときは、国内及び諸外国の他大学等の授業科目を履修させることができる。

2 前項により学修した授業科目について修得した単位は、教授会の議を経て認定することができる。ただし、60単位を超えて認定することはできない。

3 国内及び諸外国の他大学等における授業科目の履修について必要な事項は別に定める。

第9章 履修方法

第30条 全学共通教育科目（初年次教育科目、リテラシー教育科目、外国語教育科目、一般教養科目、健康・スポーツ教育科目）のうち必修科目は指定年次に、選択科目は、第5条に定める在学年数内で履修する。

2 初年次教育科目については、別表第2(1)に開設する授業科目のうち、学部ごとに定められた科目を修得しなければならない。

(1) 教養学部、薬学部にあっては4単位

(2) 看護学部にあっては 2 単位

3 リテラシー教育科目については、別表第 2(2)に開設する科目 2 単位を修得しなければならない。

4 外国語教育科目については別表第 2(3)に開設する科目のうち英語 6 単位を修得しなければならない。

5 一般教養科目については、別表第 2(4)に開設する授業科目のうち、次に示す単位数を修得しなければならない。

(1) 教養学部にあっては、人文科学・社会科学・自然科学の各分野から 4 単位以上、さらに外国語教育科目の選択科目を含めた科目から計 16 単位以上

(2) 薬学部にあっては、人文科学・社会科学・自然科学、外国語教育科目の選択科目から 8 単位以上

(3) 看護学部にあっては、人文科学・社会科学・自然科学の選択科目からそれぞれ 2 単位以上計 6 単位以上

6 健康・スポーツ教育科目については、別表第 2(5)に開設する授業科目 4 単位を修得しなければならない。

第31条 専門教育科目については、第 2 項、第 3 項及び第 4 項に示す単位数を修得しなければならない。

2 教養学部にあっては、別表第 3 教養学部に開設する授業科目のうち、次の各号に示す単位数を修得しなければならない。

(1) 基本科目 8 単位

(2) 1 つのメジャー科目から 36 単位以上

(3) キャリアデザイン科目 8 単位以上

(4) 専門ゼミ・卒業研究 12 単位

(5) 1 つのサブメジャー科目又は専攻するメジャー以外の 1 つのメジャー科目から 16 単位以上

(6) 専門教育科目（基本科目、専門ゼミ・卒業研究を除く）全体から 12 単位以上

3 薬学部にあっては、別表第 4 薬学部に開設する授業科目のうち、必修科目及び選択科目を合わせて 162 単位以上を修得しなければならない。

4 看護学部にあっては、別表第 5 看護学部に開設する授業科目のうち、必修科目及び選択科目を合わせて 104 単位以上を修得しなければならない。

第32条 教員免許状を受けようとする者は、本学の卒業要件を満たし、教育職員免許法に定める所定の単位の修得として、別表第 6 に関する教職課程の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

2 本学で授与の所要資格を得させることのできる免許状は次のとおりである。

学部	学科	免許教科	免許状の種類
教養学部	地域教養学科	英語	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状

3 その他の資格を受けようとする者は、別表第7に関するその他資格関連科目を履修し、単位を修得しなければならない。

第33条 1年間に履修できる授業科目的単位数は、45単位を超えることができない。

2 学長が特に必要と認めたとき、前項に定める上限を超えて履修単位の登録を認めることができる。

第10章 卒業の要件及び学位の授与

第34条 本学を卒業するには、教養学部、看護学部は4年以上、薬学部は6年以上在学し、第30条から第33条の規定に従い、教養学部、看護学部は124単位以上、薬学部は186単位以上を修得しなければならない。

2 前項の要件を満たした者を卒業と認定し、次の区分により学士の学位を授与する。

教養学部	地域教養学科	学士（教養）
薬学部	薬学科	学士（薬学）
看護学部	看護学科	学士（看護学）

第11章 入学、編入学、転部、休学、退学及び除籍

第35条 本学の入学の時期は、学期の始めとする。

第36条 本学に入学することのできる者は次の各号の1に該当するものとする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 中等教育学校を卒業した者
- (3) 通常課程による12年の学校教育を修了した者
- (4) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定規定による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- (9) その他本学において、相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第37条 入学は選考の上これを許可する。

- 2 本学へ入学を志願する者は、所定の出願書類を提出し、入学検定料を納めなければならぬ。
- 3 入学検定料は、別に定める。
- 4 入学者の選考について必要な事項は、別に定める。

第38条 入学の許可を得た者は、保証人を定めた上、所定の書類及び学費を納めなければならぬ。

第39条 保証人は父母その他本人につき責任を持ち得る者とする。

第40条 他大学等から本学に編入学を希望する者があるときは、学科に欠員ある場合に限り、選考の上、入学を許可することがある。ただし、その時期は学期の始めを原則とする。

- 2 編入学を許可された者の本学入学の諸手続は第38条に準じ、かつ、前学校において履修した単位の修得証明書を提出しなければならない。
- 3 修得単位の認定に関する細則は、別に定める。
- 4 編入学の選考について必要な事項は、別に定める。

第41条 本学に編入学できる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 学士の学位もしくは学士号を有する者
- (2) 短期大学もしくは高等専門学校を卒業した者
- (3) 学校教育法第58条の2に該当する者
- (4) 学校教育法第132条に該当する者
- (5) 大学、短期大学に1年以上在学した者

第41条の2 編入学した者の本学において在学すべき年数は、前条第1項各号に掲げる大学等における修業年数に相当する年数以下の期間を控除した期間とすることができる。

- 2 その他、編入学について必要な事項は、別に定める。

第42条 本学が教育上有益と認めたとき、入学する前に大学又は短期大学等において修得した単位を、60単位を超えない範囲で、本学において修得した単位として認定することができる。

ただし、編入学については、60単位を超えて修得した単位を認定することができる。

- 2 前項により認定された単位数と第29条第2項により認定された単位数の合計は、60単位を超えてはならない。ただし、編入学については、60単位を超えて修得した単位を認定することができる。

- 3 単位の認定について必要な事項は、別に定める。

第43条 本学在学生で、他学部への転部を志願する者がある時は、関係教授会の議を経て学長がこれを許可することができる。

- 2 転部に関し、必要な事項は別に定める。

第44条 病気その他やむを得ない事由で3ヶ月以上修学できない者は休学することができる。その場合、医師の診断書、又は理由書を添え休学願を保証人連署の上、提出し許可を得なければならぬ。

2 休学は当該年度限りとする。ただし、引き続き休学を要する者は許可を得て、休学を延長することができる。

3 休学期間は通算して修業年限を超えることができない。

4 休学期間は在学期間に算入しない。

5 休学した者は、休学の事由が消滅したとき、又は休学の期間が満了したときは、復学願を保証人連署の上、提出し許可を得て学期のはじめに復学することができる。

第45条 前条第1項により休学を許可された者（以下「休学者」という。）は、別表第8に定める在籍料を納めなければならない。

第46条 病気その他の事由により退学する場合は、その理由を添えて保証人と連署の上、願い出て許可を得なければならない。

第47条 病気のため1週間以上に及び授業を欠席する場合は、医師の診断書を添えて所定の用紙により届け出なければならない。

第48条 次の各号の1に該当する場合は除籍する。

- (1) 在学期間が所定の年数を超える者
- (2) 学費を滞納し催告しても納入しない者
- (3) 死亡の届け出があった者

2 前項2号により除籍された者が復籍を希望する場合は所定の学費を納めて当該年度末までに復籍願を提出し、許可を得なければならない。

第49条 本学を退学した者又は除籍となった者で、退学又は除籍後2年以内に同一学部に再入学を希望する者は、選考の上、再入学することができる。ただし、第48条第1項第1号により除籍となった者及び第55条により退学した者は、再入学することができない。

2 再入学について必要な事項は、別に定める。

第12章 学費

第50条 学費は、入学金、授業料、施設拡充費、実務実習費とし、別表第8のとおりとする。

2 入学を許可された者は、所定の期日までに入学手続きと同時に前項の学費及び諸会費を納めなければならない。

3 授業料、施設拡充費、実務実習費及び諸会費は所定の期日までに納めなければならない。なお、2期に分けて納めることができる。

4 聴講生は、別表第8による登録料及び聴講料を納めなければならない。

5 研究生は別表第8による研究指導料を納めなければならない。ただし、実験実習の費用を要する場合には別に実費を納めなければならない。

6 科目等履修生は別表第8による登録料及び聴講料を納めなければならない。ただし、実験実習の費用を要する場合には別に実費を納めなければならない。

7 いったん納入した学費は返還しない。ただし、入学の許可を得た者で、所定の期日までに入学手続きの取消しを願い出た者については、入学金を除く学費を返還する。

第51条 学費を延納しなければならない事由があるときは、直ちにその旨を願い出て許可を得なければならない。

第52条 成績優秀にして学費の支弁が困難な者には、学費を貸与することができる。

第13章 賞罰

第53条 品行方正で学業優秀な者、又は他の学生の範とすべき篤行のある者は表彰することができる。

第54条 本学学生にして本分に反した行為があった場合はその輕重に従い謹責、停学又は退学処分に付される。

2 本分に反する行為及びその取扱いについては、別に定める。

第55条 次の各号の1に該当する者は退学させることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学業成績劣等で、成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当な理由なく出席常でない者
- (4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- (5) 反社会的行為により、法律上の処分又はそれに準ずる扱いを受けた者

第14章 委託生、科目等履修生及び外国人学生

第56条 大学における授業科目の1又は複数を履修しようとする者は選考の上、委託生、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 委託生及び科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

第57条 外国人で入学しようとする者があるときは、選考の上、外国人学生として入学を許可することができる。

第58条 外国人学生に関する必要な事項は別に定める。

第15章 研究生及び聴講生

第59条 本学において学位取得を目的とせず、特定主題について研究を志願する者があるときは選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関する必要な事項は、別に定める。

第60条 本学において聴講を志願する者があるときは、当該学部の教育及び研究に妨げのない場合に限り、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生に関する必要な事項は、別に定める。

第61条 聴講生は聴講した授業科目について試験を受けることができる。試験に合格した時は本人の請求により証明書を与える。

第16章 公開講座

第62条 本学に公開講座を開設することができる。

第63条 公開講座に関する規定は、別に定める。

第17章 自己点検・評価等

第64条 本学の教育研究水準の向上を図り、本学設置の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等について自己点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の自己点検・評価の結果について、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を受けるものとする。

3 自己点検・評価の実施について必要な事項は、別に定める。

第65条 本学は、本学教員の教育研究活動及び職員の教育研究等支援における資質向上・能力開発に関する授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

2 前項の研修及び研究の実施について必要な事項は、別に定める。

第66条 本学は、教育研究活動等の状況並びに教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報等（以下「教育情報」という。）を公表する。

2 教育情報の公表について必要な事項は、別に定める。

附 則 本学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、昭和62年度入学生については、別表第11（学費）に限り従前の例による。

附 則

本学則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、昭和63年度以前の入学生については、別表第11（学費）に限り従前の例による。

附 則

本学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、平成元年度以前の入学生については、別表第11（学費）に限り従前の例による。

附 則

1 本学則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、平成2年度以前の入学生については、別表第2（一般教育科目等授業科目及び単位数）から別表第11（学費）に限り従前の例による。

2 第5条の規定にかかわらず、入学定員は、平成3年度より平成11年度までの間は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員
理工学部	基礎理学科	60人
	物性学科	60人
	電子工学科	120人
	機械工学科	120人
人文学部	日本文学科	90人
	英米文学科	90人
	社会学科	90人
合計		630人

3 第25条第1項の人文学部社会学科の高等学校教諭1種免許状「地理歴史」及び「公民」の教科について、及び別表第6（教職課程授業科目及び単位数）については、平成2年度人文学部社会学科入学生に対しても適用するものとする。

附 則

本学則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、平成3年度以前の入学生については、別表第2（一般教育科目等授業科目及び単位数）から別表第11（学費）に限り従前の例による。また学位の授与については平成3年度卒業生に対しても適用する。

附 則

本学則は、平成8年4月1日から施行する。ただし、平成7年度以前の入学生については、別表第2（一般教育科目等授業科目及び単位数）から別表第11（学費）に限り従前の例による。

附 則

本学則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、平成8年度以前の入学生については、第8章（授業科目及び単位）、第9章（履修方法）及び別表第11（学費）に限り従前の例による。

附 則

本学則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、平成9年度以前の入学生については別表第11（学費）に限り従前の例による。

附 則

1 本学則は、平成12年4月1日から施行する。

2 第6条の規定にかかわらず、入学定員は平成12年度より平成16年度までの間は次のとおりとする。

年度 学部学科		平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度
理工 学部	基礎理学科	60人	60人	60人	60人	60人
	物性学科	50人	40人	40人	40人	40人
	電子工学科	119人	118人	112人	106人	100人
	機械工学科	119人	118人	112人	106人	100人
人文 学部	日本文学科	87人	82人	79人	76人	73人
	英米文学科	84人	80人	78人	75人	72人
	社会学科	90人	90人	86人	83人	80人
合計		609人	588人	567人	546人	525人

附 則

1 本学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第3条は、平成13年度入学生より適用する。

2 [基礎理学科、物性学科、電子工学科、日本文学科、英米文学科、社会学科の存続に関する経過処置]

基礎理学科、物性学科、電子工学科、日本文学科、英米文学科、社会学科は、学則第3条の規定にかかわらず平成12年3月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 第6条及び平成12年附則第2項の規定にかかわらず、入学定員は平成13年度より平成15年度までの間は次のとおりとする。

年度 学部学科		平成13年度	平成14年度	平成15年度
理 工 学 部	環境理学科	105人	98人	94人
	電子情報学科	98人	92人	86人
	機械工学科	97人	91人	85人
人 文 学 部	言語文化学科	126人	125人	123人
	現代社会学科	87人	86人	83人
	心理学科	75人	75人	75人
合計		588人	567人	546人

附 則

本学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 43 条の復学の時期については平成 15 年度以前の入学生についても適用する。また、別表第 11 学費の入学検定料は平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 本学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 16 年度以前の入学生については従前の例による。

2 [環境理学科、電子情報学科、機械工学科、言語文化学科の存続に関する経過処置]

環境理学科、電子情報学科、機械工学科、言語文化学科は、学則第 3 条の規程にかかわらず平成 17 年 3 月 31 日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

本学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、科学技術学部生命研究学科の選択科目「自然体験プログラム」追加は、平成 17 年度以降入学者にも適用する。

附 則

本学則は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 本学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 21 年度以前の入学生については従前の例による。

2 [生命環境学科、電子情報学科、システムデザイン工学科の存続に関する経過処置]

生命環境学科、電子情報学科、システムデザイン工学科は、学則第 3 条の規程にかかわらず平成 22 年 3 月 31 日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

本学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 22 年度以前の入学生については、第 32 条に限り従前の例による。

附 則

本学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 21 条第 1 項第 3 号、第 24 条第 1 項第 3 号及び別表 5 については、平成 25 年度入学生から適用する。

附 則

本学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 26 年度以前の入学生については従前の例による。

2 [科学技術学部科学技術学科の存続に関する経過措置]

科学技術学部科学技術学科は、学則第 3 条の規定にかかわらず平成 27 年 3 月 31 日に当該学部学科に在籍する者が当該学部学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 [人文学部表現文化学科、現代社会学科、心理学科の存続に関する経過措置]

人文学部表現文化学科、現代社会学科、心理学科は、学則第 3 条の規定にかかわらず平成 27 年 3 月 31 日に当該学部学科に在籍する者が当該学部学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

4 第 6 条の規定にかかわらず、平成 23 年度から平成 26 年度までの入学生については、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
科学技術学部	科学技術学科	130 人	520 人
人文学部	表現文化学科	90 人	360 人
	現代社会学科	95 人	380 人
	心理学科	90 人	360 人
薬学部	薬学科	90 人	540 人
計		495 人	2, 160 人

附 則

本学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 28 年度以前の入学生については従前の例による。

別表第1 学部学科の人材の養成に関する目的及び教育研究上の目的

(1) 教養学部

学部	教養学部は、開学の教育理念たる「和」の精神に基づく全人教育を根本に据え、専門教育に裏づけられた確かな「基礎学力」及び他者とのコミュニケーション能力や困難を乗り越える忍耐力を備えたうえに、自ら主体的に考え方行動できる社会人・職業人となるために必要な「社会人基礎力」と「汎用的技能」を身につけた、これから地域社会を支える中核的人材、すなわち「地域基盤型職業人」を養成することを目的とする。	
学科	地域教養学科	<p>教養学部の教育目的の遂行に向けて地域教養学科ではメジャー制をとり、「国際コミュニケーション」「心理と人間行動」「地域と社会」の3つのメジャーと、「復興支援」「地域公共政策」「地域とビジネス」「ICT」「日本語・日本文化」「教職」の6つのサブメジャーを設置して、以下のような到達目標を目指した教育を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 1年次には、大学での学修の意義を理解し、自ら進んで学ぶ態度を身につけるとともに、日本語・情報リテラシーの基本能力、英語運用能力及び人文・社会・自然・健康にわたる基礎的知識を確実に修得して、4年間の学びの礎を築く。 (2) メジャー科目は1年後期から、サブメジャー科目は2年前期から開設し、1つのメジャーと1つのサブメジャーを組み合せる履修を基本とすることにより、それぞれの分野や領域の専門知識及びそれらに裏づけられた基礎学力と幅広い教養を4年次までに段階的・体系的に修得するとともに、学修したことを地域社会で活かすため必要な補完的知識や技能を身につける。 (3) 2年次、3年次を中心としたキャリア教育を行い、社会人として必要な知識や技能や考え方を確実に獲得するとともに、社会の一員としての自覚を持ち、働くことを通して地域社会に貢献する意欲・態度を身につける。 (4) 2年次、3年次のゼミをはじめ、演習、実習、実験、調査、プロジェクト等、アクティブラーニングによる課題解決型の授業を通して、主体的な取組み姿勢やコミュニケーション能力、課題探求力、判断力を身につける。 (5) 4年次の卒業研究において、自ら立てたテーマの究明を行うことを通して、修得した知識や技能を統合し有効に活用する能力を身につける。

(2) 薬学部

学部	薬学部は、「明星学苑」の校訓「健康、真面目、努力」のもと、豊かな人間性を有し、地域の人々の健康を率先して守ることのできる自立した薬剤師を育成することを教育目的とする。一人ひとりの学生を大切にする手塩にかける教育を行い、医薬品の適正使用から患者への的確な服薬指導まで充分な対応ができるとともに、チーム医療の中で貢献できる、問題発見能力と問題解決能力のある質の高い薬剤師を育成し、地域社会に有為な人材を送り出すことを目指す。	
学科	薬学科	<p>薬学部の教育目的を達成するために以下の能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 薬剤師の社会的義務を認識し、医療の担い手としてふさわしいヒューマニズムと倫理観を具現できる。 (2) 医療分野における問題点を発見して解決するために、研究マインドと知識を統合・活用する力を有する。 (3) 患者本位の医療を実施するために、チーム医療における円滑なコミュニケーションをとることができる。 (4) 地域の医療および保健に貢献するために、薬剤師としての実践的能力を有する。 (5) 薬剤師として科学と医療の進展に対応するために、生涯にわたって持続可能な主体的学習ができる。

(3) 看護学部

学部	本学の看護学部は、幅広い教養と豊かな人間性を養い、看護専門職として必要とされる基本的な知識・技能・態度に基づいた看護実践能力を修得するとともに、将来にわたり看護の向上に資するための能力を養い（すなわち ESD: Education for Sustainable Development を実践し）、人々の健康の保持増進に寄与することのできる人材を養成していく。
学科	<p>看護学科の教育目的を達成するために以下の能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 広い視野と豊かな教養に基づき、看護の担い手としてふさわしいヒューマニズムと倫理観を身につけている。 2. EBN (Evidence Based Nursing : 根拠に基づいた看護) に基づき、自律的に看護を実践することができる。 3. 生命の尊厳と人権を尊重する姿勢を身につけ、多職種と連携・協働することができる。 4. 地域の健康課題に関するニーズをとらえ、災害時の援助活動も含め、積極的に地域貢献できる能力と態度を身につけている。 5. 看護専門職として科学と看護の進展に対応するために、生涯にわたって持続可能な主体的学修ができる。

別表第2 全学共通教育科目及び単位数

(1) 初年次教育科目

授業科目	必修科目 の単位数	選択科目 の単位数	備考
フレッシャーズセミナー1	2		(教養学部)
フレッシャーズセミナー2	2		(教養学部)
イグナイト教育1 A	3		(薬学部)
イグナイト教育1 B	1		(薬学部)
フレッシャーズセミナー	2		(看護学部)
計	10	0	

(2) リテラシー教育科目

授業科目	必修科目 の単位数	選択科目 の単位数	備考
日本語リテラシー	1		
コンピュータリテラシー	1		
計	2	0	

(3) 外国語教育科目

授業科目	必修科目 の単位数	選択科目 の単位数	備考
英語A	1	1	
英語A	2	1	
英語B	1	1	
英語B	2	1	
英語C	1	1	2年次に履修
英語C	2	1	2年次に履修
中国語	1	1	2年次に履修
中国語	2	1	2年次に履修
韓国語	1	1	2年次に履修
韓国語	2	1	2年次に履修
計	6	4	

外国人留学生においては、英語の代わりに単位数分の日本語を修得しなければならない。

(4) 一般教養科目

	授業科目	必修科目 の単位数	選択科目 の単位数	備考
人文科学分野	哲學の世界学 こころの世界学 心の世界学 世界の歴史と文化 倫理学の世界学 芸術の世界学 文の世界学 日本歴史と文化	2 2 2 2 2 2 2 2		
社会科学分野	法経社会災害暮経ジ政 経済会害らしの営業エジ 社会入門門門門門 経済入門門門門門 社会復興論門 社会の憲法 社会の問題 社会の問題	2 2 2 2 2 2 2 2		
自然科学分野	自然科学のあゆみ 健健康と 統計のしく 生命の科学 食品の科学 食地球環境の科学	2 2 2 2 2 2		
	計	0	44	

(5) 健康・スポーツ教育科目

	授業科目	必修科目 の単位数	選択科目 の単位数	備考
健 康	康 の 科 学	2		
健 康	・ ス ポ 一 ツ 1	1		
健 康	・ ス ポ 一 ツ 2	1		
	計	4	0	

別表第3 教養学部専門教育科目及び単位数

地域教養学科

基本科目

	授業科目	必修科目 の単位数	選択科目 の単位数	備考
地 域	教 養 の 学 び	2		
国 際	コ ミ ュ ニ ケ 一 シ ョ ン	2		
心 理	と 人 間 行 動	2		
地 域	と 社 会	2		
	計	8	0	

メジャー科目

	授業科目	必修科目 の単位数	選択科目 の単位数	備考
国 際 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	Oral Communication 1	1 1 1 1 1 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1	
	Oral Communication 2		1	
	Oral Communication 3		1	
	Oral Communication 4		1	
	Communicative English Grammar 1		1	
	Communicative English Grammar 2		1	
	English Listening 1		1	
	English Listening 2		1	
	English Writing 1		2	
	English Writing 2		2	
	English Reading 1		2	
	English Reading 2		2	
	English Reading 3		2	
	English Reading 4		2	
	異文化コミュニケーション論		2	
	言語と社会		2	
	英米文化概論		2	
	英米音声概学		2	
	英語学概論		2	
	グローバル化と地域社会		2	
	海外文化化と身体		2	
	資格英語		1	
	翻訳研究		2	
	英米文学研究		2	
	中国の社会と文化研究		2	
	韓国の社会と文化研究		2	
	地域振興と国際コミュニケーション 1		2	
	地域振興と国際コミュニケーション 2		2	
心理 と人間行動	人間心理学	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2	
	認知心理学		2	
	適応心理学		2	
	犯罪心理学		2	
	地域心理学		2	
	心理地理学		2	
	心理学		2	
	心学校		2	
	認知心理学		2	
	精神地会		2	
	社会障害		2	
	精神精神性		1	
	心理心理学		1	
	心理理学		1	
	心理生涯		2	

キャリアデザイン科目

授業科目	必修科目 の単位数	選択科目 の単位数	備考
キヤリニアデザイン	1	2	
キヤリニアデザイン	2	2	
キヤリニアデザイン	3	2	
キヤリニアデザイン	4	2	
キヤリニアデザイン特講A		2	
キヤリニアデザイン特講B		2	
インターンシップ		1	
計	8	5	

専門ゼミ・卒業研究

授業科目				必修科目 の単位数	選択科目 の単位数	備考
基	基礎	ゼ	ミ	1	1	
基	基礎	ゼ	ミ	2	1	
専	専門	ゼ	ミ	1	1	
専	専門	ゼ	ミ	2	1	
卒	業	研	究	8		
計				12	0	

サブメジャー科目

	授業科目	必修科目 の単位数	選択科目 の単位数	備考
復興支援	復興支援の歴史論 災害復元と地域の基礎基礎 災害対応減災の基礎基礎 原発と放射線の習習 復興支援と支援演習 復災害と支援人間行動基礎 環境工学とエネルギーの基礎基礎 災害復興とまちづくり 復興支援と人的ネットワーク 復興支援プロジェクトワーク	2 2 2 2 2 2 1 1 2 2 2 2 2 1		
地域公共政策	地域公共政策の基礎法 憲行政政法 行政政治法 民経憲地行政法 地行政法 行政法 民経地公私法 経濟地公私法	2 2 2 2 2 2 1 2 1 1 1 1 1 2 1 1		
地域とビジネス	経営と戦略 消費と戦略 簿記と戦略 サマネジメントと戦略 経営分析の基礎 人材管理の基礎 企業経営と事例研究 消費と流通事例研究 サービスマネジメント事例研究 eコマースと企業活動 地域と企業	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		
ICT	I C T 基礎 表計算演習 プレゼンテーション演習 情報倫理と知的財産 I C T 基礎実習 ビジネスコンピューティング システム設計法 コンピュータシミュレーション マルチメディア演習 コンピュータネットワーク データベース	2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 2		

別表第4 薬学部専門科目及び単位数

藥学科

物 化 化 生 生 数 数 イ 地 臨	理 学 学 學 物 物 物 學 學 学 基 基 グ 域 ・	演 演 演 演 演 演 學 基 礎 礎 ナ イ ト 災 害 心 理	習 習 習 習 習 習 入 演 演 演 育	2 1 2 1 2 1 門 1 2 2 B	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
計		133		52			

別表第5 看護学部専門科目及び単位数

看護学科

		授業科目	必修科目の単位数	選択科目の単位数	自由科目の単位数	備考
専門教育科目	専門基礎分野	人体の構造と機能	1	2		
		人体の構造と機能	2	2		
		人生人間	2	2		
		微生物	2	2		
		薬物	2	2		
		臨床	1	1		
		疾患	2	2		
		疾患	2	2		
		疾患	3	1		
		放線	1	1		
		放射	1	1		
		社会	2	2		
		公衆	2	2		
		保健	2	2		
		保健	2	2		
		医療	2	2		
		福祉	2	2		
行政	2	2				
小計(17科目)	24	6	0			
	基礎看護学	看護実践基盤学I(看護学原論) 看護実践基盤学II(コミュニケーション) 看護実践基盤学III(アセスメント技術) 看護実践基盤学IV(生活援助技術) 看護実践基盤学V(診療補助技術) 看護実践基盤学VI(看護過程) 看護実践基盤学実習(基礎)1 看護実践基盤学実習(基礎)2	2 2 2 2 2 2 1 2			
	成人看護学	生涯発達看護学(成人) 健康生活看護学(成人概論) 健康生活看護学(成人・急性期) 健康生活看護学(成人・周手術期) 健康生活看護学(成人・慢性期) 健康生活看護学(成人・回復終末期) 健康生活看護学実習(成人)	1 1 1 1 1 1 6			
	老年看護学	生涯発達看護学(老年) 健康生活看護学(老年概論) 健康生活看護学(老年援助) 健康生活看護学実習(老年)1 健康生活看護学実習(老年)2	1 1 2 1 3			
	母性看護学	生涯発達看護学(母性) 健康生活看護学(母性概論) 健康生活看護学(母性援助) 健康生活看護学実習(母性)	1 1 2 2			
	小児看護学	生涯発達看護学(小児) 健康生活看護学(小児概論) 健康生活看護学(小児援助) 健康生活看護学実習(小児)	1 1 2 2			
	精神看護学	健康生活看護学(精神概論)1 健康生活看護学(精神概論)2 健康生活看護学(精神援助) 健康生活看護学実習(精神)	1 1 2 2			
		小計(32科目)	53	0	0	

専門教育科目	看護の統合と実践 統合分野	地域養生看護学(在宅概論)	2		
		地域養生看護学(在宅援助)	2		
看護の統合と実践 統合分野	看護の統合と実践 統合分野	地域養生看護学実習(在宅)	2		
		看護倫理	1		
		一ム医	1		
		看護マネジメン	1		
		医療安	1		
		国際看護活動	1		
		放射線と健	1		
		災害	1		
		災害看護演	1		
		訪問看護マネジメン	1		
		リハビリテーション看護論	1		
		コンサルテーション	1		
		緩和ケア	1		
		クリティカルケ	2		
		看護学シミュレーション	2		
		看護学統合実	2		
		看護援助技術	1		
		看護研究	2		
		卒業研			
		小計(21科目)	23	4	0
保健師養成課程科目	保健師養成課程科目	公衆衛生看護学概論			2
		公衆衛生看護方法論	1		2
		公衆衛生看護方法論	2		2
		公衆衛生看護活動論	2		2
		公学校保健・産業保健			2
		公衆衛生看護管理論	A		2
		公衆衛生看護学実習A			2
		公衆衛生看護学実習B			3
		小計(8科目)	0	0	17
合計(116科目)			114	58	17

別表第6 教職課程授業科目及び単位数

(1) 教科に関する専門科目

英語（高等学校1種、中学校1種）

地域教養学科

授業科目					必修科目 の単位数	選択科目 の単位数	備考
英語	語学	概論		2			
英語	教育	材料	研究	2			
英語	音	声	学	1	2		
英語	音	声	学	2	2		
言語	と	社会	会			2	
英米	米文	文学	概論	2			
英米	米文	文学	研究			2	
Oral Communication			1	1			
Oral Communication			2	1			
Oral Communication			3	1			
Oral Communication			4	1			
Communicative English Grammar			1	1			
Communicative English Grammar			2	1			
English Reading			1			2	
English Reading			2			2	
English Reading			3			2	
English Reading			4			2	

English Listening 1		1	
English Listening 2		1	
English Writing 1		2	
English Writing 2		2	
英米文化概論	2		
異文化コミュニケーション論	2		
翻訳研究		2	
海外文化体験		2	
計	20	22	

(2) 教科又は教職に関する専門科目

英語（高等学校1種）

地域教養学科

授業科目	必修科目 の単位数	選択科目 の単位数	備考
道徳教育の指導法 児童英語教育論	2	2	「教科又は教職に関する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて修得した「教科に関する科目」もしくは「教職に関する科目」について、併せて16単位以上修得。
計	0	4	

英語（中学校1種）

地域教養学科

授業科目	必修科目 の単位数	選択科目 の単位数	備考
児童英語教育論		2	「教科又は教職に関する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて修得した「教科に関する科目」もしくは「教職に関する科目」について、併せて8単位以上修得。
計	0	2	

(3) 教育職員免許法施行規則66条の6に定める科目

（高等学校教諭、中学校教諭に共通するもの）

授業科目	必修科目 の単位数	選択科目 の単位数	備考
暮らしのなかの憲法	2		
健康・スポーツ一ツ1	1		
健康・スポーツ一ツ2	1		
英語B1	1		
英語B2	1		
コンピュータリテラシー	1		
I C T 基礎実習	1		
計	8	0	

(4) 教職に関する専門科目
(高等学校教諭、中学校教諭に共通するもの)

授業科目	必修科目 の単位数	選択科目 の単位数	備考
教 職 論	2		
教 育 原 理	2		
教 育 心 理 学	2		
教 育 方 法 論	2		
教 育 の 制 度 と 経 営	2		
教 育 課 程 論	2		
英 語 科 教 育 法 1 英 語 科 教 育 法 2 英 語 教 育 学 概 論	4	4 2	該当教科の指導法を履修。なお、各教科の指導法の科目より、中免は8単位、高免は4単位それぞれ選択必修。
道 徳 教 育 の 指 導 法	2		中免のみ
特 別 活 動 の 指 導 法	2		
生 徒 ・ 進 路 指 導 論	2		
教 育 相 談	2		
教 育 実 習 A	5		取得希望免許種に応じ、いざれかの1科目を修得。事前事後指導1単位を含む。
教 育 実 習 B	3		事前事後指導1単位を含む。 教育実習A 中免のみ又は中高免両方を同時に取得の場合は、教育実習Aを修得する。 教育実習B 高免のみ取得の場合は、教育実習 B を修得する。
教 職 実 践 演 習 (中 ・ 高)	2		
計	34	6	

(5) その他
中学校教諭免許状を取得する場合は、「介護等体験」を修得すること。

別表第7 その他資格関連科目

(1) 日本語教員関連科目

科目区分	科目区分ごと の必要単位数	授業科目	単位数	
			必修	選択
社会・文化・地域	10	地域と社会 国際コミュニケーション 日本文化史 現代日本文化論 日本文化研究 A 日本文化研究 B 海外文化体験	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2
言語と社会	6	言語と社会 異文化コミュニケーション論 グローバル化と地域社会 翻訳研究	2 2	2 2

言語と心理	2	心理と人間行動 日本語学習アドバイジング	2	2
言語と教育	6	情報倫理と知的財産 情報と言語教育 日本語教育法1 日本語教育法2 日本語教育実習	2 2 2 2	2 2 2
言語	8	ことばの科学 日本語教育文法 日本語表現法1 日本語表現法2 文章と論理	2 2 2 2	2
日本語教員修了証発行の要件：32単位(480時間)以上の取得を要す				

(2) 社会調査士関連科目

	「社会調査士資格取得のための標準カリキュラム」で定める科目	単位	授業科目	必修科目の単位数
A	社会的調査の基本的事項に関する科目	2	社会調査の基礎	2
B	調査設計と実施方法に関する科目	2	調査の設計と方法	2
C	基本的な資料とデータの分析に関する科目	2	社会データ分析	2
D	社会調査に必要な統計学に関する科目	2	社会統計学	2
E	量的データ解析の方法に関する科目	2	量的調査の方法	2
F	質的な分析の方法に関する科目	2	質的調査の方法	2
G	社会調査の実習を中心とする科目	2	社会調査実習 1・2	2

EとFは片方の履修で可

別表第8 学 費

入 学 金	(教養学部)	100,000円
	(薬学部)	400,000円
	(看護学部)	300,000円

教養学部

費 项	1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次
授 業 料	750,000円	750,000円	750,000円	750,000円
施 設 拡 充 費	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円

薬学部

費 项	1 年 次	2 年 次	3 年 次
授 業 料	1,300,000円	1,300,000円	1,300,000円
施 設 拡 充 費	500,000円	500,000円	500,000円
実 務 実 習 費	0円	0円	0円

費 项	4 年 次	5 年 次	6 年 次
授 業 料	1,300,000円	1,300,000円	1,300,000円
施 設 拡 充 費	500,000円	500,000円	500,000円
実 務 実 習 費	0円	400,000円	0円

看護学部

費 项	1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次
授 業 料	1,100,000円	1,100,000円	1,100,000円	1,100,000円
施 設 拡 充 費	400,000円	400,000円	400,000円	400,000円

在籍料（休学者）

学部	半期	年間
教養学部	50,000 円	100,000 円
薬学部	90,000 円	180,000 円
看護学部	75,000 円	150,000 円

聴講生・科目等履修生・研究生

聴 講 生	登 録 料	10,000 円
	聴 講 料	1 単位につき 6,250 円
科 目 等 履 修 生	登 録 料	10,000 円
	聴 講 料	1単位につき 10,000円 ＊本学卒業生は上記の半額
研 究 生	研究指導料	教養学部 150,000 円
		薬学部 300,000 円
		看護学部 300,000 円

別表第9 進級基準

教養学部地域教養学科

科目区分		進級要件単位数			備 考
		2年生 から 3年生	3年生 から 4年生		
全 学 科 共 通 教 育	初年次教育科目	50 単位以上	90 単位以上	全学共通教育科目は 32 単位まで進級要件単位数に含めることができます。	
	リテラシー教育科目				
	外国語教育科目				
	一般教養科目				
	健康・スポーツ教育科目				
専 門 教 育 科 目	基本科目			進級要件単位数を満たしていても、進級要件科目の単位を修得していないなければならない。	
	メジャー科目				
	キャリアデザイン科目				
	専門ゼミ・卒業研究				
	サブメジャー科目				
進級要件科目		基礎ゼミ 1 基礎ゼミ 2 地域教養の学び	専門ゼミ 1 専門ゼミ 2		

薬学部薬学科

進級判定	進級基準	備考
4年生まで（各学年）	(1) 当該学年で修得すべき必修科目のうち、不合格となった科目が 3 科目以内であること。 (2) 実験・実習科目に、不合格となった科目がないこと。 (3) 同一学年における在学年数が 2 年以内であること。	
4年生から 5年生	(1) 4 年生までの必修科目 122 単位をすべて修得していること。 (2) 4 年生における在学年数が 2 年以内であること。	
5年生から 6年生	(1) 病院実習・薬局実習に合格していること。ただし特別な理由により病院実習または薬局実習をできなかった場合を除く。 (2) 5 年生における在学年数が 2 年以内であること。	

看護学部看護学科

進級判定	進級基準	備考
3年生まで（各学年）	(1) 当該学年で修得すべき必修科目のうち、不合格となった科目が3科目以内であること。 (2) 実習科目に、不合格となった科目がないこと。 (3) 同一学年における在学年数が2年以内であること。	
3年生から4年生	(1) 当該学年で修得すべき必修科目のうち、不合格となった科目が3科目以内であること。 (2) 臨地実習科目に、合格していること。ただし特別な理由により臨地実習をできなかつた場合を除く。 (3) 同一学年における在学年数が2年以内であること。	

別表第10 追試験として認められる事由、必要書類、追試験料及び評価基準

事由	必要書類	追試験料	評価基準
1. 感染症※	医師の診断書		
2. 実習等（教育実習、介護体験、福祉実習、インターンシップ等）	担当部署の発行する書類		
3. 就職試験	就職試験案内等（受験票）		
4. 忌引（第一親等～第三親等）	死亡診断書の写等		
5. 交通機関の遅延	遅延証明書		
6. 交通事故	事故証明書		
7. 裁判員裁判	公的証明書		
8. その他の公的な事由	公的証明書		
9. その他の私的な事由	学生の所属する学部の学部長押印のある理由書	1,000円	90点 満点

※感染症は、学校保健安全法施行規則第18条に定められた感染症とする。

別表第11 再試験として認められる対象者、条件、再試験料及び評価基準

教養学部地域教養学科

対象者	条件	再試験料	評価基準	備考
4年生に進級合格し、特定の条件をすべて満たしている者	(1) 大学が定める期限までに必要な学費を全額納入している。 (2) 前期については、定期試験等を受験し、必修科目が不合格となっている。（科目数の制限なし）後期については、定期試験等を受験し、卒業要件科目のうち、必修科目と選択科目をあ	1,000円	60点 満点	

	<p>わせて 4 科目以内の不 合格となっている。</p> <p>(3) 当該科目的授業の出席 が 3 分の 2 を超えてい る。</p>			
--	---	--	--	--

薬学部薬学科

対象者	条件	再試験料	評価基準	備考
全学年	<p>(1) 大学が定める期限まで に必要な学費を全額納 入している。</p> <p>(2) 定期試験等を受験し、 必修科目が不合格とな っている。(科目数の制 限なし)</p> <p>(3) 当該科目的授業の出席 が 3 分の 2 を超えてい る。</p>	1,000 円	60 点満点	

看護学部看護学科

対象者	条件	再試験料	評価基準	備考
全学年	<p>(1) 大学が定める期限まで に必要な学費を全額納 入している。</p> <p>(2) 定期試験等を受験し、 必修科目が不合格とな っている。(科目数の制 限なし)</p> <p>(3) 当該科目的授業の出席 が 3 分の 2 を超えてい る。</p>	1,000 円	60 点満点	